

3 相続～相続登記が**義務化**されます！！～

現在、相続登記の申請は義務ではないため、日本全国に長期間相続登記がされないまま放置され、所有者が不明となってしまった土地がたくさんあります。全部合わせると九州本土の面積と同じくらいと言われています。

このような土地が増えると、相続した不動産をすぐに売却できない、公共事業が進まないなど、くらしやまちづくりに影響がでてきます。

これを解決するため、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制の見直しがされ、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、同月28日に交付されました。詳しい手續については、今後、法務省のHPでお知らせします。



相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日施行）

所有者不明土地の発生を予防するため、相続等により土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）

相続等により不動産を取得した相続人に対し、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付け（令和6年3月31日までに開始した相続についても、令和9年3月31日までに相続登記を申請する必要があります。）

コラム

「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体から要望のあった土地で、所有者が死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の相続人を探索した上で、その相続人の方に長期間相続登記がされていないことをお知らせしています。この通知が届いた方は、是非司法書士へご相談ください。

☞相談しよう！ 24ページへ

相続登記に必要な書類は？

	必要書類	取得先
被相続人 (亡くなつた方) の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要（15～16ページ参照）	被相続人の本籍地の市 区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所 地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市 区町村役場
	住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市 区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)	相続人全員の印鑑証明書	各相続人の住所地の市 区町村役場
	遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本 公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証 明書 (法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合 (14ページ参照) 家庭裁判所 法務局

必要書類の詳細は法務局
HPのQRコードから

